三池
発行所
三池炭鉱労働組合
大牟田市不知火町2
電話3033番
7140番
編集兼発行人　澁田紀生

満場一致 行動方針を決定

第三回中央委員会開く

炭労定期大会は五月二十三日から二十六日にかけて開催される

組合では三池労仂者としての闘争路線を決定する行動方針の集約をはかるための、第三回中央委員会を四月二十九日午前九時から労仂会館でひらき、萬場一致で行動方針を決定した。また上部役員として古賀定（炭労）花園憲一（九炭労）の両氏を決定したが、一般経過報告が、つぎのように報告された。

一般経過報告は、春斗全体の経過として全般的集約、炭労斗争などを宮川組合長から詳細に報告があり、一般的な経過について灰原書記長から十六項目にわたり報告があつたが、その主なものをここに掲記する。

団交申入れと経過

(1)組合では、会社側の保安軽視による災害激増に対して、厳重な抗議と団交開催を申入れている

(2)また、二十八名の不当解雇の強行に対しても、あくまで反対斗争を継続しているが、このうち長山重治さんに対しては第一審で無罪の判決が下つた。

(3)組夫導入についても、会社側は一方的に強行しているが、政転斗争の結果と関連し、その縮減を要求する。

(4)鉱山学校卒業生の採用延期（昭和三十四年四月六日協定、二年間）についても、組合としては四十余名にのぼる就職希望者を集約しているので、その採用を三鉱連交渉と関連させて要求する。

以上のような諸問題について、それぞれ相関連させて会社との団交開催を要求し促進しなければならない。

会社側の誠意なき態度に対しては抗議ストも決意し、炭労本部および三鉱連とも十分な連けいをとる。

公判斗争経過

労働運動を敵視する不当判決に反対して、公正裁判を闘いとるため四月十八日福岡高裁へつぎの各事件の不当判決を控訴した。熊本地裁刑事二部（山下裁判長係）に係属中の三池争議刑事弾圧事件の論告求刑は三月二日、判決は四月五日熊本地裁でひらかれた。同公判は昨年七月から約九ケ月にわたつて検察、弁護側の証人調べが行なわれていたもので

(1)四山鉱線込場事件……寺中義雄
判決懲役八月（執行猶予二年）

(2)緑が丘警約書事件…（）内は執行猶予
坂井茂男判決懲役四月（一年）
江嶋小次郎　〃　四月（一年）
坂本末秋　〃　二月（一年）
稲積　久　〃　二月（一年）
吉井丈司　〃　二月（一年）
田中伊乙助　〃　二月（一年）
船盛順二　〃　二月（一年）
甲斐ひろし　〃　二月（一年）
浜田義治　〃　二月（一年）

三、倉掛商店街乱斗事件
長山重治　無罪―求刑懲役一年

四、宮内パレード抗議事件
辻　昇　判決　三月（一年）
小佐井勇　〃　三月（一年）
片山　進　〃　三月（一年）
津田　末男　〃　三月（一年）
松本　栄　〃　三月（一年）

以上の求刑判決は、三池闘争が集団暴力であるという政府、独占資本・マスコミの一体となつた労働運動敵視の立場で酷刑を主張したものである。

被告団は弁護団と一体となり論告に示された反憲法的暴挙を、最終弁論を通じて明らかにしてきたがさらに真実を発見するため、四月十八日長山被告人を除き全員福岡高裁へ控訴の手続きをとつた。

なお、検察側は寺中被告人を除き四月十九日控訴の手続きをとつた

奨学資金

奨学資金は学校教育法にきめられた高校、大学（含む通信教育）に在学させている職員、従業員に貸与するものだが、この貸付額の決定は従来から前年度実績と会社経理状況を勘案し、中央で決定し山元で展開されていた。

こんどの中央決定では、昨年の人当り額より七〇万円の不足となり、山元の長期にわたる交渉の末十九日昨年同様を確認し、つぎのようにきまつた。

第一貸付（毎月）
高校…通学六百円、遊学一千円
大学…通学千四百円、遊学三千円

第二貸付（一時）
高校…八千五百円
大学…二万六千円

生活保護

生活保護の調査を集約したところ生活扶助該当者二十一名、教育扶助該当者四名、該当に近い者十六名の計四十一名が出た。（なお四月から保護基準が引上げられているので対象者数は増加する）既適用と未申請があるが、未申請者については本人の意志確認の上処置することとし、また炭労に三池の実態として報告し、根本的諸方策を検討して貰う。

港務所を地方鉄道へ

港務所の専用鉄道を全線にわたり地方鉄道に切替えるため、会社は福岡陸運局、運輸省に手続きを申請し、目下現場でその諸準備を急いでいる。

切替えの目的として考えられることは、輸送料の運賃制による利潤の増大をはかるとともに、一方公共事業認定による組合活動の制限を狙つていることが当然予測されるので、組合としては万全の態勢をもつて対処するよう専門委員二名をきめ、調査と検討をはじめている。

職員昇格

昨年十二月一日付で三井五山は三八三名の昇格を実施した。三池労組は併行的に交渉を申入れ、三回にわたり折衝の末、三池の特殊事情から昇格時期は延期するが、実質的昇格期日は他山同様とするとの確約で今日にいたつた。

昇格人員は保発から一九五名、技術および事務から三〇名、専任看護婦から五名、港務十二名の計二四二名。

申込人員は宮浦一〇三、四山二八八、三川一四五、本所一五七、港務一四四の計七三七名で、四月一日から十五日にかけて試験を実施し、現在選考中である。

会社の従業員教育

合理化強行を容易にするため、会社が労働組合の骨抜きに全力をあげることは、第二組合の現状が雄弁に証明しているが、従業員教育に名を借りるいろいろな措置をわれわれに対しても執ようにかけてきている。

だから「標語募集」「設備改善提案制」などは明らかに一方的な生産性向上運動の実施であることを全員が確認する必要がある。

また、いわゆる技術講習についても指名、任意に分れ、さらに給与を支払う場合と不払いの場合があり(1)指名され給与が支払われる場合も、組合としては全員参加を求める。(2)指名され払われない場合は情況判断する。(3)任意参加の場合は、分会単位全員で出げつをきめる。(4)以上の原則に立ち、そのつど執行部と十分連絡をとり凸凹のないようにする。

平和闘争

玉名市長選挙では、革新系候補が見事当選した。

参院選挙も迫つてきたが、われわれは今次攻転闘争の成果や行動方針の基本に立ち、来春の地方選挙をふくめて、組織的な闘争態勢の確立をはかる。具体案は次期中央委員会に提案する。

火災カンパ

去る三月二十五日の小鳥町の火災にあわれた若杉、西本両氏に対しては、すでに支部委員会の決定により暖かい同志愛による二〇円カンパが実施された。

全国で六百万参加

33回メーデー盛大に終る

第三十三回メーデーは新緑けむる五月一日、全国八一三カ所に六〇〇万人が参加して盛大に行なわれた。

九州、四国など西日本はあいにく雨にたたられたが、それでも東京六三万、大阪三二万、名古屋一三万人など各地とも多数が参加したとくに門司や下関などでは、水上デモ隊が停船スト中の海員組合を激励した。

また、ことしは各地とも〝結婚できる賃金を〟〝日曜日は休ませろ〟などの要求とともに、〝核実験反対〟のプラカードが目立ち、なごやかな中にも平和への決意がこめられていた。

そのほか物価値上げ反対から平和憲法を守れなど池田内閣を批判し参院選挙には反動政治家に死の灰をあびせようと革新政党の進出を呼びかけていた。

大地評さん下でもこの日予定通り笹林公園で開催予定であつたが、午前十時前後にかけて雨脚がはげしくなり、ついに中止が決定され、そのご緊急各単産責任者会議がもたれ、五月六日にメーデー第二次集会をひらくことが決定した。

首切りを阻止

緊就の首切り反対闘争

緊就の首切り反対闘争は、大地評指導のもとに三池労組、全日自労緊就組合、中立組合、全労働職安支部のガッチリとまとまつた共闘組織の力を背景とした統一闘争で多くの成果を生んで四月二十一日夜、妥結点に達した。

こんどの態勢確立に成果

この問題については、その経過は既報の通りであるが、最終的には座りこみをふくむ闘いの中で、具体的には二十四日からの一斉就労をかちとることができたのであるこんど、離職証明書の再確認や一般失対切替への作業や、それによつて起る若干の問題を整理しなければならないが、大筋でまた実質的に首切りを出さないことで終止符を打つことができたのは、失業と貧乏に反対し、社会保障の確立を闘うこんどの態勢確立に、多くの影響を与え成果をあげたことである。

貴重な闘いの経験

今回の労働省通達は七項目におよぶ整理基準の実施が中心で、もしそれをそのまま強行されれば、福岡県で約五七〇〇名の緊就登録者の大多数が、失業救済事業からも放り出され、最低の生活権を奪われる結果となる。

しかも、そのことを四月も間近かになつた時期に発表したことは、混乱の中から一方的に強行しようとしたものと思われるが、われわれは闘いの経験をもつているし、また攻撃の本質を見抜く力をもつていたところから、いち早く反撃体制の整理をはかり全日自労、全労働職安支部との共闘を大地評指導の中で確立し闘いを開始した。

完全共闘の力

大牟田緊就就労者は三池労組（一三〇名）全日自労（一四〇名）のほかに緊就組合（約八〇名）と中立組合（約三五名）とがあり、もし分断政策を中心とした一方的強行がされると、闘争体制に重大な影響があるところから、統一闘争をよびかけ共闘参加を要請した結果、完全に意見は一致し共闘に参加することとなり、大牟田での反対闘争は他地区に見られぬほど強力なものとなり、闘いの中で明るい見通しをもつていたつた。

また、全労働職安支部の完全な協力支援も特筆すべきもので、これで職安当局は完全に孤立し、窮地に立たされたことも同然だつた。

最終的な結論の中で一人の首切りも出さなかつたのは、三池闘争の中からかちとつた離職者対策の結果であることはもちろんだが、まず挙げられるのが関係各単産の完全共闘体制、助け合い運動だろう。失業保険切れの仲間に対してはみんなが一日五円のカンパをして助け合い、いよいよ全員の失業保険が切れる状態にあつても生活保護の適用申請という消極的戦術をとらず、当然の生活権要求として地方自治体に働きかけることをきめ強力に行動したことだろう。

地方自治体は緊就の事業主体であるところから、このことは職安当局への圧力ともなつた。

現在、一応闘争体制は解いたが、この闘いによつて芽生えた労働者の連帯意識は、決して終らずだんだんに大牟田における緊就連絡会議の設置へと発展し、役員の選出も終り規約の検討を急いでいる。

行動方針決定に当つて

三川清田移

二十九日の中央委員会で「就労後一年余のたゝかいを総括した。行動方針」が万場一致で確認をみた組合結成以来十数年、行動方針は中央委員会ではげしい論議が交され、結論も万場一致ということはなかつた。ところがこんどは中央委員会は至つて静かであり、しかも万場一致という結論がうまれた。

それなら運動自体は低調かというとそうでない、内部に起りつゝある運動への欲求は、末端一人ひとりの中から盛り上りつゝある。

そのことについて「中央委員は「あれだけ下部末端まで方針が降り既に下部組合員のものとなり部内によつては方針書に基ずく行動をどう起すかが論議されているとき、意見なんかあるかい」といつているとでも分る如く、組合員は気が早いといえばそれまでだがこういうことがいえないだろうか〃以前の行動方針は中央委員会用で、こんどのは組合員向〃と。

労働組合の方針はエテシテ進大な方針と、世界情勢、国内政治情勢に力点を置き、組合員がとくに要求している企業の問題に関しては、奥歯にモノのはさまつたように抽象的にお茶を濁ごす弊を私ばしばしば見て来た。

その点、この方針は末端組合員の要求をマトモに受けとめている点が、組合員の肌にピツタリ合つたものといえる。

方針論議の過程で組合員がもらした「この方針が三年後五年後どう変化しているかを思うとたのしみだ」という言葉の中には、斗いの開花を予見した意志表示と共に、この方針で長期斗争が可能であるという確信がふくまれていることも確かである。

これを実証するのに三川で起きた平和路線事件というのがあつたかんたんにいうと、「会社とコトを構えるばかりではいつまでたつても差別はなくならない、話し合つて行くべきでそのうちには会社も軟化して来る。そのような場を作るには現在の組合幹部ではいかないので更迭して、話し合の出来る体制を作らねばならない」というグループの動きのことである。

ちようどこの方針案が大衆討議に投げかけられた時と前後して、この問題が表面化した。そういう点から一部には「方針案と対決するために出て来た」という人もいる。

もしその主謀者が大衆討議をねらつたとしたら、方針案に対する平和路線では大衆の胸を打つ何ものでもなかつた。

またある中央委員の「時期が悪かつた、行動方針がトコトン論議されている際、平和路線なんか持ち込めば、どこを突いたつて浮き上るのに」といつているように、組合員に何の反響もなく、かえつて「前世紀的、人道を無視した会社の攻撃を受けている真中、われわれが一歩でも後退したとなると一体どうなるか。三井の抑圧史がハツキリしている。俺等はそうまで馬鹿ではない」と冷笑したに過ぎぬ。

何はともあれ、この方針書はその討議の過程で大きい受難を迎えたが、方針書と組合員の要求の間に完全に離け合ふものがあつて、平和路線は一応終息した。

○　○　○

こうして運動方針は決定した。そこで私たちはこんどの展開に当つて考えて見たい。私たちは分裂以来今日までの斗いの中で、「三池」を通じてイヤというほど労働組合というものをスツ裸にして見ることが出来た。

近代的な衣の中にオソロシク古い知識と経験の上にあぐらをかきむしろコツケイにさえ見える経営者というものを知つたし、企業組合のむじゆんもある程度知ることが出来た。

それにあまして、ひとかどの運動家面をしたアジテーターが真の活動家ではなく默々と生産点で働いている連中が、土性骨のすわつた真の労働者であることを知つたことは、運動推進の上で非常に力強いことであつた。
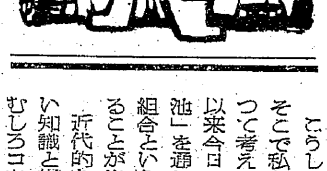
そのような意味で三池の運動の推進力が人的にも変化しつゝあると同時に、腰のすえ方も変りつゝあるということを考慮に入れて取組まねばならないということである。